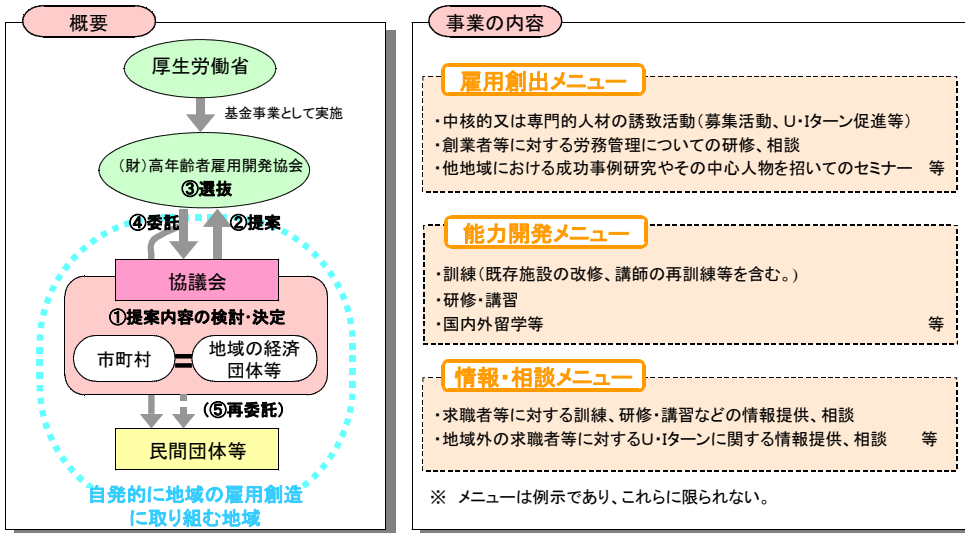
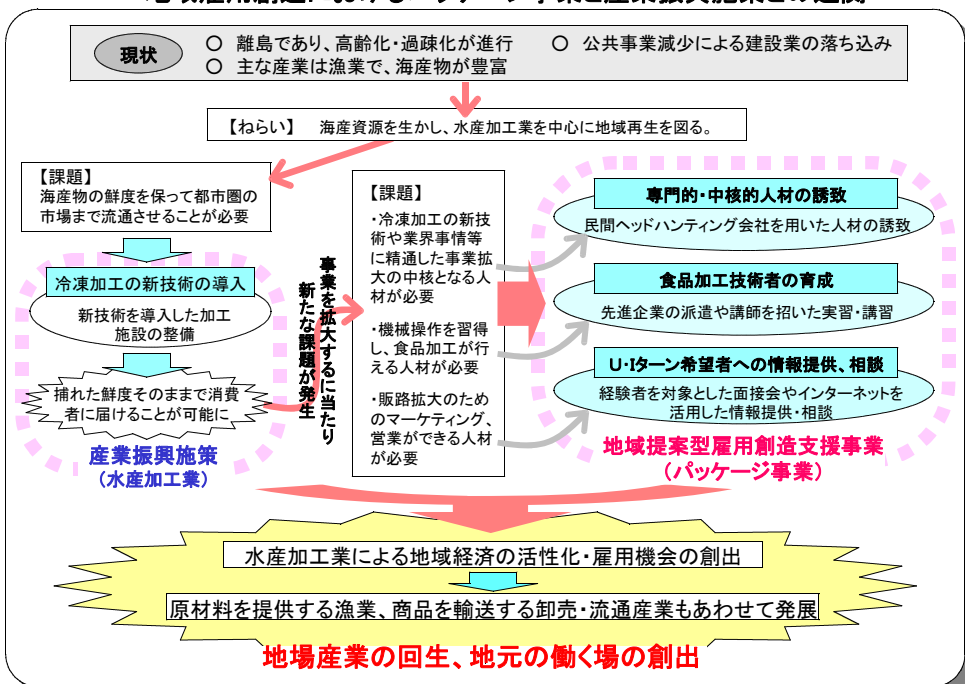


## 地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)の概要

- 雇用機会が少ない地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村等が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供・相談等の事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該市町村等に対しその事業の実施を委託する。



## 地域雇用創造におけるパッケージ事業と産業振興施策との連関(例)



## 5 市町村や経済団体等が実施する地域や産業の開発・振興の取組

パッケージ事業の実施に係る区域において、協議会の構成員である市町村、経済団体等が、パッケージ事業と一体的に地域経済の活性化や雇用機会の創出のための具体的な取組を行うことが必要です（ただし、これらの取組はパッケージ事業の対象にはなりません。）。また併せて、それら地域経済の活性化や雇用機会の創出のための具体的な取組と一体的にパッケージ事業に係る事業を行うことにより、地域における雇用創造がさらに促進されることが必要です。当該取組の例としては、以下のようなものが考えられます。

なお、平成18年度において新たに実施する取組である必要はなく、従来から実施している取組で差し支えありません。

### (1) 創業を促進する事業

- ① 創業する者のための低利融資、補助金の支給等
- ② インキュベーション施設の設置・運営
- ③ 起業化支援塾の開催
- ④ 貸しオフィスの無償提供・低額貸与 等

### (2) 新分野進出を促進する事業

- ① 新分野進出する企業に対する低利融資、助成金の支給等
- ② 工場新設、新たな設備の設置に係る補助金 等

### (3) 新技術・新商品開発に係る事業

- ① 新技術・新商品開発に係る低利融資、補助金の支給等
- ② 県工業技術センター、大学等研究機関等との共同研究に対する補助金の支給等
- ③ 産学官連携による研究成果の企業への移転

### (4) 販路拡大・誘客の支援に係る事業

- ① 大都市圏における顧客開拓・誘客活動の実施
- ② 製品等展示会、商談会の物産展、観光イベント等開催
- ③ バーチャル見本市の開催 等

### (5) 企業間連携等の促進に係る事業

- ① 共同受注システムの構築に対する補助金の支給等
- ② 地域外企業との提携を促進するための地域企業の技術情報の提供 等

### (6) 企業誘致に係る事業

- ① 進出企業に対する税制上の優遇措置、立地補助金等の支給
- ② 貸し工場の建設・提供
- ③ 大都市圏における誘致活動
- ④ 海外における投資セミナーの実施 等

### (7) 商店街活性化に係る取組

- ① 出店に係る低利融資、補助金の支給等

- ② 空き店舗の無償提供・低額借与
- ③ 誘客に係る各種イベントの開催

## 6 事業規模等

### (1) 事業実施期間及び事業規模

パッケージ事業の委託に係る事業の実施期間は、1地域当たり最大3年度間とし、事業実施に係る経費は、1年度につき2億円、最大3年度間で6億円を上限とします。

ただし、事業の実施に当たっては、各年度ごとに中間評価を行い、事業終了時に当初の目標を達成する可能性が極めて低い場合には、翌年度以降の事業の委託を取り消すこととします。

また、事業内容が異なるとしても、1つの市町村が実施できるパッケージ事業は1年度に1事業に限られ（3（3）参照）、かつ、通算で3年度間を上限とします。

### (2) 委託費で措置する経費

委託費で措置する経費は、主に以下のものを想定していますが、疑問がある場合には、都道府県労働局に個別に御照会ください。

講師等については、謝金による対応を原則とし、必要と認められる場合に限り、常勤として人件費を措置します。また、パソコン・OA機器等の機器が必要な場合については、原則としてリースによる利用とすることとします。（経費積算の詳細については、18～19ページを参照ください。）

① 事業全体の運営に係るもの（管理費）（委託費総額の3割を超えないものとします。）

イ 事業推進員（下記6（4）参照）の人件費、諸手当、社会保険料（総額の上限については、1500万円又は委託費総額の2割のいずれか低い方とします。）

ロ 通話料、ファックス通信料、光熱水料等

ハ パッケージ事業の実施に係る協議会の開催費（協議会メンバー以外の出席謝金、旅費、会場借料、会議費等）

② 雇用創出支援メニュー関係

イ セミナー、研修等の講師謝金、旅費

ロ セミナー、研修等の周知に関する経費（ポスター、パンフレットの作成、広告費）

ハ セミナー、研修等の開催経費（会場借料、案内状・資料等作製費等）

ニ 活動員の人件費又は謝金、旅費

ホ ヘッドハンティングの手数料

ヘ 創業希望者、事業主等に対する人事管理に関する相談・コンサルティングに係る経費（アドバイザー及びコンサルタントの謝金、旅費、相談会場借料）

③ 能力開発メニュー関係

- イ 施設改修費（大規模な改修を除く。既存の公民館、空き教室等の活用を想定。）
- ロ 講師の再訓練のための講習受講費、旅費
- ハ 企業、教育機関等に対する講習委託費
- ニ 企業、教育機関等での講習受講者旅費、傷害・損害保険料
- ホ 訓練等の講師の人件費又は謝金、旅費
- ヘ 訓練等の教材費
- ト 訓練等の周知に関する経費（ポスター、パンフレットの作成、広告費）

④ 情報・相談支援メニュー関係

- イ 相談コーナーの設置経費（相談室借料、機器借料、機器保守料）
- ロ 通話料、回線使用料、光熱水費
- ハ 相談員の人件費又は謝金、コンサルタント謝金
- ニ ホームページ作成・運営費
- ホ Uターンフェア開催費
- ヘ 相談コーナーの周知に関する経費（ポスター、パンフレットの作成、広告費）

(3) 委託費で措置しない経費

パッケージ事業は、地域の取組に伴って生じる人材面での課題を解決するため、地域における人材育成・人材確保に係る事業を支援することを目的としています。

したがって、以下のような経費については、委託費による措置の対象となりません。

- ① 前述5に該当する独自の取組に係る経費（企業誘致活動、観光キャンペーン、地場製品の販路拡大に係るマーケティングリサーチ（モニター調査を含む。）や販売促進キャンペーン（物産展等を含む。）といった市町村や経済団体が自らの負担において行うべき取組に係る経費は認められません。）
- ② 市町村や経済団体により従来から行われている人材育成・人材確保の取組の単純な振替に当たる経費（新規又は上のせとなる取組に係る経費は可）
- ③ 前述5に該当する独自の取組との関連が認められない人材育成・人材確保の事業に係る経費
- ④ 国、都道府県により別途、補助金、委託費等が支給されている経費
- ⑤ 事業実施期間内に雇用創出を実現することが困難と考えられる事業に係る経費
- ⑥ その他、パッケージ事業の実施に直接関わるものではない以下のような経費についても、委託費による措置の対象とはしません。

- イ 協議会の運営に係る経費（(4)の事業推進員以外の事務局職員の人件費、事務室の借料等）
- ロ 冷蔵庫、掃除機等事業の実施に必要な不可欠とは認められない備品の購入費
- ハ 施設の設置、大規模な改修に必要な費用

(4) 事業推進員の配置